

## 臺灣總督府覆審・高等法院における家族法に関する判決要旨

一、台湾総督府覆審・高等法院編纂「覆審・高等法院判例」(全一二巻)再編集構成 小森恵編(文生書院 平成七)によつた。

- 一、巻ごとに【】の数で順番を記し、次に算用数字で頁数を記した。
- 一、ひらかなで表記にしたが、原文はカタカナ表記である。

第一巻

【1】105 明治四三年控第五〇号 同年五月一日

◎子女の典胎は善良の風俗に反する事項を目的とするものなるか故に旧慣として認容するを得ず

【2】105 大正六年控第五七号 一月七日

◎旧慣上の所謂媼媒媼なるものは終身使役せられ身体の自由を拘束せらるるものなることは顕著なる事実なり右の如く他人を以て媼媒媼となし終身終身拘束を受けしむるが如き合意を為すも其合意は所謂公の秩序善良なる風俗に反する事項を目的とするものにして無効なり

【3】260 明治四〇年控五六八号 明治四一、一、二八

◎親女の出嫁に際し他に一人の女を媼媒媼として随従せしめ夫家に入らしめたる場合に其後親女が死亡したりとの一事のみにより直ちに媼媒媼の取戻を為すは不当なり

【4】260 明治四〇控第六三五号 明治四一、四、二二

◎招夫は招家の戸主となるを得ず

【5】260 明治四二年控第三三二号 明治四二、五、二八

◎卑属親は尊属親に対し其家より脱籍し若くは放逐することを得るの慣習なし

【6】260 明治四二年控第三七一号 明治四二、七、二二

◎妾の入戸手続に付ては妾の実家の戸主に対し入戸届の連署を請求するものなるに之を為さずして婚姻届の連署を請求するは何等利益なき請求なり

【7】261 明治四三年控第五〇号 明治四三、五、一一

◎女子の典胎は善良の風俗に反する事項を目的とするものなるか故に旧慣として認容するを得ず

\*【1】と同一例。字句は、覆審法院判例全集に従う。

【8】 261 明治四三年控第六二二号 明治四三、一一、一四

◎養女か贖身若しくは離縁等に因り養親との親子關係を脱離せざる以上は陵辱を受けたとするも戸主たる養父の同意を得ず任意に住居を選定して同居を拒否するを得ず

【9】 262 明治四四年控第一七一号 明治四四、四、一七

◎先代遺下の業を唯一の親女が相続し且つ戸口簿に戸主相続の記載ありとするも父死亡当時懐胎せる男子出生したる場合は当然先代の相続人となるべきものなるが故に単に戸口簿の記載のみを以て相続権確定の効果を得たるものとするを得ず

【10】 262 明治四五年控第一九〇号 明治四五、五、一一

◎先代の妾か他人と私通して懷妊分娩し濫に家出するか如き行為ありたる場合に先代の承継人か家族としての妾を離戸し得へきは当然なり

【11】 262 明治四五年控第一九〇号 明治四五、五、一一

◎妾の離戸請求に付ては妾と妾の実家の戸主とを共同被告として訴ふることを要せず

【12】 263 明治四五年控第三三三三号 明治四五、五、二七

◎夫死亡の場合に遺妻か単に自己の意思に基き生家に復帰し得る慣習なし若し復帰を欲せは尊属親ある場合には其承諾を受くべく又尊属親無き場合と雖も戸主あれば之か承諾を 要すへきものとす

【13】 263 明治四五年控第四一七号 大正元、一〇、二一

◎身分關係に関し単に戸口簿の記事にのみを以て絶対の証拠とするを得ず

【14】 263 大正元年控一〇四号 大正元、一〇、一九

◎招夫か収賄罪阿片令違反傷害罪等により三度処刑せられたる事実あるに於ては招家の家名を汚辱したるものとして家長か離籍の請求を為すは相当なり

【15】 264 大正二年控四二二二号 大正二、八、一六

◎招夫契約に於て招家に属する生子の帰属を定めたる以上は仮令戸口簿に反対の記入あるも之によりて直に招家の子にあらずと云ふことを得ず

【16】 264 大正二年控第三五七号 大正二、一〇、三〇

◎夫死亡後寡婦招夫婚姻を為したる後其住居を移転するも従前の戸口を廢絶したるものと認むることを得ず

【17】 264

大正三年控八六七号

大正四、一、二二

◎旧慣上招夫か招出するときは一戸を構成す而して既に一戸を構成したる以上は招家の戸主に於て之か分戸手続の請求を為し得るものとす

【18】 265

大正四年控第五二三号

大正四、一一、一

◎媳婦仔にして実方に帰り居所を要することを肯せざる時満十五歳以上の者なるときは其親権者居所を要することを肯せざる時満十五歳以上の者なるときは其親権者若くは戸主と雖も之を強制することを得ざるものなれば其養親は宜しく本人に対し自宅に同居すへき請求を為すへきものにして其引渡を実方の戸主に請求すへきものにあらず戸主か幼年者に對し居所を選定して之を移すことあるは其幼年者か独立の生計を立つること能はざる故にして監護養育の範圍内に於て之を為すものとす

【19】 265

大正五年控第二八〇号

大正五、九、九

◎戸主の死亡後之を継承すへき男女子共になく寡婦に於て相続し家長となりたるものに対し離婚すへしとの親族会の決議は法律上無効なり

右の場合に亡戸主の過房子選定は家長権の行使として寡婦の権利に属するを以て其意に反し過房子の選定を為したる親族会の決議も亦無効なり

【20】 266

大正六年控第一六〇号

大正六、六、九

◎贅入招婚字を立て婚姻の儀式を挙行したる以上は招夫婚姻は成立し戸口届により始めて婚姻成立するものにあらず

【21】 271

明治三九年控第一〇六号

明治三九、四、二三

◎他人の妾と婚姻するは不適法なり

【22】 272

大正二年控第二二四号

大正二、一一、八

◎血族上の兄弟たらざる螟蛉子を迎へて死亡者の遺妻と権婚せしむるか如きは本島に於ては其事例あり

【23】 272

大正二年控第三五七号

大正二、一〇、三〇

◎夫死亡後寡婦か招夫婚姻を為したる後其住居を移転するも従前の戸口を廢絶したるものと認むることを得ず

【24】 272

大正五年控第七号

大正五、一一、四

◎亡業主の養女か招婿婚姻したる後住居を夫と共に養家と分離して一家を立てたる以上は法律上当然業主の相続人となり得へきものにあらず

【25】 274

明治四一年控第七一四号

明治四二、三、一〇

◎正妻を妾の地位に貶黜し妻の待遇を為さざらんと企図するか如きは一家の秩序を紊乱し倫常を無視せる不法行為に属し妻に対して重大なる侮辱を加えたるものなるか故に妻か之を原因として離婚を請求するは相当なり

【26】 275

明治四五年控第二四一号

明治四五、五、一七

濫りに家出をなし妻を遺棄し招家を顧みさるか如き招夫の行為は離婚の原因とするに足る

【27】 275

大正元年控第二八二号

大正二、四、一

招夫か其契約期限内招家を出て故なく実家に帰りたる場合に妻か離婚を求むるは相当なり

【28】 276

大正六年控第二号

大正六、二、一〇

媳婦仔か夫たるへきものと婚姻し後日離婚したる以上は離婚を原因として媳婦仔縁組の解消を求むるは相当なり

【29】 276

大正六年控第九〇号

大正六、四、一四

婚姻の聘金は内地の結納と同じく禮物として授受せられ婚姻の成立を表明するものなれば一旦婚姻にして適法に成立せんか仮令其後に至り離婚の原因妾に存する場合と雖も之か為既に授受せられたる聘金の返還を請求し得へき筋合のものにあらざるなり

【30】 277

大正六年控第九〇号

大正六、四、一四

旧慣上男尊女卑の觀念著しく夫は何ら欠点なき妻妾たりとも任意に之を離婚し得へく斯る場合には先づ妻妾に実家に交渉し聘金を標準とする相当金額の還付を受くることありしも之れ婚姻を賣買婚とし聘金を以て其身代金なりとする下流社会に行はれたる觀念に基く結果に過ぎざるを以て斯る慣習に基き離婚の場合に聘金の返還を認むへき理由となすに足らず

【31】 277

大正六年控第三三〇号

大正六、五、二六

招夫か擅に招家を去り妻を扶養せざる事実あるに於ては悪意を以て妻を遺棄したるものと認むるを相当とす

【32】 277

大正六年控第一九八号

大正六、七、七

招夫か謂はれなく家出して其妻を遺棄して招家を顧みさる行為あるに於ては裁判上離婚請求の事由と為すに足る

\* 参 【26】

【33】 277

大正七年控第八七号

大正七、三、四

招夫か濫に招家を立去り招家を顧みず妻を扶養せざる如きは悪意を以て妻を遺棄したるものなれば裁判上離婚の原因と為すに足る

【34】 278 明治二九年控第二九四号 明治二九、八、三一

妾は本島に於て一般に公認せられたる身分關係にして之を以て良俗に背くものと云ふと得ず

【35】 278 明治四〇年控第六三三号 明治四〇、二、二七

夫と一種の身分關係を有する妾なるものか正妻の爲めに何等の事由なく放逐せらるる慣習の存在は認め難し

【36】 278 明治四三年控第三〇九号 明治四三、八、一六

妾にして家長の没後其家に止り貞操を守るものの如きは正妻及家長の嫡子孫は之を扶養するの義務あるも自ら其の節を破り其家を離れて情夫と同居せるものの如きは扶養の義務なきものと認むるを至当とす

【37】 279 明治四四年控第三〇九号 明治四四、八、一六

妾は夫家の家族として夫家に入戸するものとす

【38】 279 明治四五年控第一九〇号 明治四五、五、一一

先代の妾か他人と私通して懐妊分娩し濫りに家出するか如き行為ありたる場合に先代の承継人か家族としての妾を離戸し得へきは当然なり

【39】 279 明治四五年控第一九〇号 明治四五、五、一一

妾の離戸請求に付ては妾と妾の実家の戸主とを共同被告として訴ふることを要せず

【40】 279 大正五年控第七〇六号 大正五、七、一

法律上妾なる身分關係を認むるには旧慣に従ひ其身分關係を生ずるに必要な実質を備ふることを要し所謂外妾なるものは法律上之を妾と認むへきものにあらず

【41】 279 大正六年控第五〇六号 大正六、一〇、一一

妾契約の下に聘金及物品の交付を受けたる事実ありとするも既に妾たる地位に立ちたる以上は後日妾か無斷家出を為したりとするも夫は当初交付の聘金及物件の取戻を為す可き権原を有せず

【42】 279 大正七年控第四六六号 大正七、一〇、三

妓を擁し妾を畜ふる等の如きは法禁の事項にあらずと雖も人格ある紳士の最も慎む所にして高尚なる道德善良なる風俗より之を觀れば当然為す可からざる行為に属し適法に債権の目的たるを得ず

【43】 279 大正七年控第四六六号 大正七、一〇、三

妻か夫の不行跡を条件とし夫より財産上の利益を獲得し且夫権を脱し自由行動を執ることを得べき契約の如きは善良なる風俗に反するものなること洵に明瞭なり

【44】 280 明治三三年控第一一四号 明治三三、一〇、二六

寡婦は固より先夫の家より離ることなく遺子の母たると同時に入夫の妻たる身分を獲得す

【45】 280 明治三三年控第三〇二号 明治三四、三、八

招夫は家政上婦若くは先夫の遺子たる幼者を補助することあるも当然自己の名義を以て其財産を処分し若くは之を管理する如き権能あるものにあらず旧時訴訟上に於ても婦女幼者の抱告等の地位に止まり決して訴訟当事者たりしことなし

【46】 280 明治三四年控第五四号 明治三四、七、一一

本島に於て夫の死後更に後夫を迎ふるの類例あることは認むべきも其際に於ては招贅夫字を作成し当事者間に出生したる子に関することも明約せらるべきものとす

【47】 280 明治三四年控第二九九号 明治三五、六、六

招夫は婦家の財産祭祀等に関しては何等の権利を行使するを得ず

【48】 280 明治三四年控第一九六号 明治三六、六、一四

婦人は普通出嫁すべきものにして招贅するか如きは慣習上例外に属するか故に是か主張者は挙証の責あるものとす

【49】 280 明治三六年控第三二号 明治三七、一、二六

招夫は其入家したる家の財産に対しては何等の権利を有するものにあらず

【50】 280 明治三七年控第三八一号 明治三七、一一、一六

招夫との間に生れたる一子は両家を双祧し得るものとす

【51】 281 明治三九控第三二五号 明治三九、九、六

招夫は招入招出の別ありと雖とも元来婚家の家政を弁理し又は其家の嗣子を擧ぐる等の目的の為に家女と婚姻するものに外なければ其家の戸主とは常に服従関係を有し独立して一家の主宰者となり公私百般の事に当るを得ざることは顯著なる慣習なり故に招夫か自己及家族に冷遇を受け同居し難き事情ありとするも単に此の事情のみに因り戸主の意に反き妻子の引渡を強要し之と別居せんとするか如きは全然招夫の目的に違背せるものとす

【52】 281 明治四〇年控第六三五号 明治四一、四、一一

招夫は招家の戸主となるを得ず

【53】 281 明治四一年控第四八九号 明治四一、一一、二〇

招夫は婦家に入るの習慣なるか故に婦の同意を得ずして招家以外に任意に居所を定むるを得ず

【54】 281 明治四二年控第四一一号 明治四二、九、一八

招夫は招家に入り其婦と同居するの義務を負ひ招家の戸主又は其婦の同意を得ずして招家を離れ独立して其住所を選定し招家に在る婦をして之に移転せしむるの権利を有せず

【55】 281 明治四三年控第六八号 明治四三、六、一一

招夫は招家の同宗たる身分を取得せざると同時に亦生家の宗族たるの身分を失はざるものとす

【56】 281 明治四三年控第四七〇号 明治四三、一一、五

招夫は招家にありては相続権を得る能はざると同時に其実家の相続権を喪失せず

【57】 281 明治四三年控第六八三号 明治四三、一一、七

妻か夫家に入りたる以上は普通婚姻にして反証なき限りは招夫婚姻と見るべきものにあらず

【58】 282 明治四四年控第九五号 明治四四、三、六

招夫か当初の予想に反し招家に充分の給養を為し得ざる事実を以て直に招家の尊属より養料の請求を為すは不当なり

【59】 282 大正元年控第一〇四号 大正元、一〇、一九

招夫か収賄罪阿片令違反傷害罪等により三度処刑せられたる事実あるに於ては招家の家名を汚辱したるものとして家長か離婚の請求を為すは相当なり

【60】 282 明治四五年控第三九六号 大正元、八、一〇

招夫は旧慣上招家の財産を承継すべき権利なし

【61】 282 明治四五年控第三九六号 大正元、八、一〇

招夫は慣習上招家の相続関係に付ては利害関係を有せざるものなれば招夫か招家の相続に関する親族協議に干與せざればとて直に該協議を以て不当のものなりと云ふを得ず

【62】 282 大正元年控第一九三号 大正元、一二、一八

招夫婚姻は継嗣或は家人の扶養慰藉其他諸種の目的の為に之を為すものにして出生子の所属は招婚字に於て特約するを普通とすれども継嗣を得んことを目的とせざるものにして且つ特に協定なき場合には其子は招夫に属すべきものとなす

を通例とす

【63】 282 大正二年控第一二二年

大正二、四、九

招夫婚姻後招夫の実家の尊属親死亡し他に相続人なき場合に於て招夫か実家の相続を為すは相当なり

【64】 282 大正二年控第四二二号

大正二、八、一六

招夫契約に於て将来招家に帰属する子あるときは其子に対し遺産を均分取得せしむべきことを約定したる場合は其子は先代の遺産に対し相続権を主張することを得

【65】 283 大正三年控第一一九号

大正三、三、六

招贅により子孫を得んことを目的とする場合には進贅字内に於て招夫によりて生まれたる子の所属を明定するを通常とするか故に招贅字に何等の定めなき場合は其所生の子女は之を招夫に帰属せしむる意なりしものと解するを穩当とす

【66】 283 大正三年控第八六七号

大正四、一、二二

旧慣上招夫か招出するときは一戸を構成す而して既に一戸を構成したる以上は招家の戸主に於て之か分戸手続の請求を為し得るものとす

【67】 283 大正六年控第一三〇号

大正六、五、二六

招夫か擅に招家を去り妻を扶養せざる事実あるに於ては悪意を以て妻を遺棄したるものと認むるを相当とす

【68】 283 大正七年控第一五九号

大正七、六、二九

招夫は招夫を為したる婦の代理人にあらず

【69】 283 大正六年控第六〇六号

大正六、七

家女と招夫との間に生れたる子は一応招家の相続者と看做すべきものとす

【70】 284 明治四四年控第六八四号

明治四五、一一、二五

先代を相續せる過房子か例令戸口簿に過房子として登録なしとするも直に之を以て離縁したるもの認むるを得ず

【71】 284 大正二年控第一七四号

大正二、五、五

過房子か其生家を相續したるか為め直に養家の相続権を当然喪失したるものと云ふを得ず

【72】 284 大正元年控第二七三号

大正二、八、二七

親女ある場合に房の承継者として過房子を迎えたるときは該女子の過房子とせずして直に死者の直接相続人となるべき



ことは旧慣上認る所なり

【73】 284

大正二年控第八〇四号

大正三、一、一二二

本島に於ては被相続人死亡後其過房子として相続人を追立することを得へき慣習あり

【74】 284

大正六年控第一六号

大正六、三、一〇

本島の旧慣上長子は自房を去り他房のみを継承せずとは絶対的のものに非ずして他に承継すへき男子ある場合長子をして他に過房せしめ得へきものと解するを相当とす

【75】 284

明治三四年控第一八号

明治三四、三、一五

螟蛉子は畜に継嗣の為のみならず家門の隆盛を計るか為に養ふ所のものなれば親生子と同しく家を立つるの参漁を与ふへきものとす

【76】 285

明治三四年控第二九七号

明治三五、一、一七

螟蛉子と実子との間に於ける財産分配は各自平等なりとす

【77】 285

明治三五年控第八号

明治三六、九、一六

本島慣習に婿養子なるものなし

【78】 285

明治三七年控第五〇五号

明治三八、六、二四

養子か養家の財産に危害を及ぼす行為あるを理由とし養親に於て離縁の請求を為すは正当なり

【79】 285

明治三九年控第四〇八号

明治三九、一二、二五

二人以上の過房子又は螟蛉子を為すことは其例なきにあらず

【80】 285

明治三九年控第六〇八号

明治四〇、二、一九

養親子看の不和の結果時に喧嘩口論を為し或は悪言を放ち養母を罵詈し養母の意見に反きて擅に家賃若くは租谷の取立を為したる事實は子として親に奉仕すへき道に反するものたることは疑なしと雖とも単に此一事を以て直ちに離縁の原因と為すに足らず

【81】 285

明治四〇年控第二四号

明治四〇、五、二四

子の死亡か父の死亡に先んずるも猶ほ之を絶房せしめず後日過房子若くは螟蛉子によりて承継せしむるは本島の慣例なり

【82】 285 明治四一年控第三二五号 明治四一、八、七

螟蛉子は本島の慣習上之を買断し其契約の成立すると同時に螟蛉子は実家との身分関係断絶するものなるを以て縦令其届出を了せず又其実家に父母ありと雖も其親権に服すへきものにあらず

【83】 285 明治四二年控第五六一号 明治四二、一一、八

本島に於ては人の死後に於て其人の生存中に於けると同一の思想を以て養子を貰ひ受くることは實際往々見る所にして斯かる場合は其故人の祭祀を掌り又は財産を承継することを目的とするものとす

【84】 286 明治四二年控第五四五号 明治四二、一一、二九

養母たる戸主か養子其他自己の家族たる者の身分関係を争ふ者に対し其身分関係の確認を訴求するは不法にあらず

【85】 286 明治四二年控第五四五号 明治四二、一一、二九

家族か自己の爲め養子縁組を爲すことは旧慣の認むる所なり

【86】 286 明治四四年控第七一八号 明治四五、二、三

寡婦は女子のある場合に於ても之を措き螟蛉子として男子を養ひ亡夫の相続人に追立することを得

【87】 286 大正二年控第一二四号 大正二、一一、八

血族上の兄弟たらざる螟蛉子を迎へて死亡者の遺妻と結婚せしむるか如きは本島に於ても其事例あり

【88】 286 大正六年控第六八号 大正六、三、一〇

養母か螟蛉子の離縁訴求を爲し其口頭弁論に於て螟蛉子か自己の権利を防御する必要上養母の名誉に関する事実を主張するも直に以て重大なる侮辱として離縁の原因とするを得ず

【89】 286 大正元年控第一七六号 大正元、一一、二四

戸口簿は法律上身分登録簿にあらざるは勿論本島に於ては離縁若くは離婚の如きは届出を以て効力を生ずるものと爲し居らざるにより反対の事実ある以上は単に戸口簿上養女としての戸口簿存在する事実のみに基き養親としての権利を認するを得ず

【90】 287 明治三九年控第一一九号 明治三九、四、二三

養女自身に於て養親に対し離縁を求め得る慣習の存在なし

【91】 287 明治四〇年第六六八号 明治四五、二、一一

他家に遣はしたる成年者たる媳婦仔の引渡を其養家の戸主に爲す場合には先づ当該媳婦仔か実家に復帰するを拒まざる旨の立証を爲さざるへからず蓋し戸主に於て承諾するとも其媳婦仔か復帰を欲せざる場合には如何ともすへからされは

なり

【92】 287

明治四十二年第六九五号

明治四三三、三三三

他の房のものか或房の唯一の相続人たる婦女を他家の媳婦と為すか如きは許すへきことにあらず

【93】 287

大正二年控第四六四号

大正二、一一、一一

甲乙間に成立せる媳婦仔契約に基き該媳婦仔か甲家より乙家に入戸後更に他家の媳婦仔となりたる場合に於て例令入戸の手續なしとするも甲より乙のみに対し離縁及身柄の引渡を訴求するは不当なり

【94】 287

大正二年控第七六五号

大正二、一一、二四

媳婦仔にして他家に入戸したる以上は将来夫たるへき者の死亡を理由として離戸を訴求するを得ず

【95】 287

大正四年控第三五四号

大正四、七、八

旧慣上買断に非ざる媳婦仔の夫たるへき者死亡せる場合に於て夫家は実家の父母の承諾あるときは媳婦仔をして他家に縁組により入戸せしむることを得

【96】 287

大正四年控第五二三号

大正四、一一、一

媳婦仔にして実方に帰り居所を變することを肯せざる時満十五歳以上の者なるときは其親権者若くは戸主と雖も之を強制することを得ざるものなれば其養親は宜しく本人に対し自宅に同居すへき請求を為すへきものにして其引渡を実方の戸主に請求すへきものにあらず戸主か幼年者に対し居所を選定して之を移すことあるは其幼年者か独立の生計を立つること能はざる故にして監督養育の範圍内に於て之を為すものとす

【97】 288

大正六年控第二号

大正六、二、一〇

媳婦仔か夫たるへきものと婚姻し後日離婚したる以上は離婚を原因として媳婦仔縁組の解消を求むる相当なり

【98】 288

大正六年控第五五四号

大正六、一一、四

尊属親か卑属親に対し相当の懲戒権を有するは本島旧慣の認むる處にして下層無智の人民か或る程度に於て子女を鞭撻するは往々実見する事例なれば懲戒鞭撻の結果手指に少許の表皮剥奪及臀部に線状の紫色斑を生したりとするも単に此の事実のみを以て媳婦仔離縁の原因たる同居に堪へざる虐待と認むるに足らず

【99】 288

大正七年控第二五三号

大正七、六、一四

養子縁組の無効に歸したる以上は当事者間相互に於て相手方を現状に回復すへき権利義務を生ずること論を俟たざる所なるを以て授受したる聘金は之を交付者に返還すへき義務あるものとす

【100】 288

大正七年控第一三五号

大正七、一〇、一一

媳婦仔となりて他家に入りたる者は其以後実家の財産に対し相続権を有せざるに至りたるものとす

【101】 288

明治四〇年控第五六八号

明治四一、一、二八

親女の出嫁に際し他に一人の女を査媒嬭として随従せしめ夫家に入らしめたる場合にその後親女死亡したりとの一事のみにより直ちに媼媒嬭の取戻を為すは不当なり

【102】 289

大正六年控五五七号

大正六、一一、七

旧慣上の所謂媼媒嬭なるものは終身使役せられ身体を拘束せらるるものなることは顕著なる事実なり

右の如く他人を以て媼媒嬭となし終身拘束を受けしむるか如き合意をなすも其合意は所謂公の秩序善良の風俗に反する事項を目的とするものにして無効なり

【103】 289

大正七年控第六五号

大正七、二、二二

婦女子を媼媒嬭として他より貰受るか如き約旨は所謂公の秩序善良の風俗に反する事項を目的とするものに外ならずして無効なり

【104】 289

明治四四年控第三二二号

明治四四、八、一九

過房子か破廉恥罪を犯し入監したる事實は之を以て離縁の原因と為すに足る

【105】 290

明治四四年控第六八四号

明治四四、二、二九

先代を相續せる過房子か例令戸口簿に過房子として登録なしとするも直ちに之を以て離縁したるものと認むるを得ず

【106】 290

大正二年控第四六四号

大正二、一一、二二

甲乙間に成立せる媳婦仔契約に基き該媳婦仔か甲家より乙家に入戸後更に他家の媳婦仔となりたる場合に於て例令入戸の手續なしとするも甲より乙のみに対し離縁及身柄の引渡を訴求するは不当なり

【107】 290

大正二年控第七六五号

大正二、一一、二四

媳婦仔にして他家に入戸したる以上は将来夫たるべき者の死亡を理由として離戸を訴求するを得ず

【108】 290

大正六年控第二号

大正六、二、一〇

媳婦仔か夫たるべきものと婚姻し後日離婚したる以上は離婚を原因として媳婦仔縁組の解消を求むるは相当なり

【109】 290

大正五年控第六七四号

大正六、二、二〇

養子たる明治三十四年三月生の未丁年者か相当の能力に達し法律上離縁の原因ある場合に自ら弁護士を訴訟代理人とし

て離縁の訴訟を提起するは相当なり

【110】 291

大正七年控第六〇八号

大正七、一一、二四

齡十一歳の媳婦仔を養母か屢々殴打し左足関節部を落花生採掘用鉄器を以て右手甲を竹棒を以て殴打傷害したること又頭部左眼窩部を洗濯棒にて殴打し治療十日を要する傷害を加へたる如きは親権者の有する懲戒権の範囲を超越するは勿論裁判上の離縁の事由たる虐待なりと認定するに充分なり

【111】 291

大正六年控第六四四、六四六号

大正六、二、一四

養子縁組に際し禮物として授受せられたる聘金は後日離縁の事情生するも其返還を請求するを得ず

【112】 292

明治三九年控第三七号

明治三九、三、九

本島の慣習によれば妻妾の間其位地及権力に於て厳然たる区別の存するありて妾は其所生の子に対して懲戒監督の権力を有することなく嫡母は庶出の子に対しても尚ほ親権を有するものとす

【113】 293

明治四一年控第三一五号

明治四一、八、七

螟蛉子は本島の慣習上之を買斷し其契約の成立すると同時に螟蛉子と実家との身分關係断絶するものなるを以て縦令其届出を了せず其実家に父母ありと雖も其親権に服すべきものにあらす

【114】 294

明治四三年控第六二一号

明治四三、一一、一四

養女か贖身若くは離縁等に因り養親との親子關係を脱離せざる以上は陵辱を受けたりとするも戸主たる養父の同意を得ず任意に住居を選定して同居を拒否するを得ず

【115】 296

大正五年控第二八〇・二七八号

大正六、八、三

戸主の死後之を承認すへき男女子共になく寡婦に於て相続し家長になりたるものに対し之を離籍すへしとの親族会の決議は法律上無効なり

右の場合に亡戸主の過房子選定は家長権の行使として寡婦の権利に属するを以て其意に反し過房子の選定を為したる親族会の決議も亦無効なり

【116】 307

明治四三年控第一三九号

明治四三、四、二九

族親中過房子と為すへき男子あらざるときは女子を過房し之に相続せしむることを得

【117】 307

明治四三年控第六二九号

明治四四、一一、二五

業主死亡し相続人あらざるときは養男子の相続人あるに至るまでは其寡婦は尊属親の同意を得て一時遺産を承継し得べく又寡婦に於て承継せざるときは尊属親に於て承継し之を養男子相続人に相続せしむることを得へし而して其相続人の

過房子螟蛉子たるを問はず養子を為すに当りては必ず尊属の同意を得て寡婦一人の意思のみを以て其選定を為すことを許さず

【118】 310 大正六年控第四三〇号 大正六、一一、二二

旧慣に依れば実子たると螟蛉子たるとを問はず均しく父の遺産を承継す

【119】 423 大正七年私第五号 大正五、七、二四

招夫は婦家の財産に付何等相続権なし

【120】 734 大正九年控民第五〇四号 大正九、九、二四

招婿及招夫の制度は台湾に於て従来行はるゝ慣習にして毫も公序良俗に反するものにあらず

【121】 759 大正八年控民八五三号 大正九、二、一六

妾より夫に対する離縁請求権を認むる上は夫より妾に対する場合と同様妾より夫に対する場合に於ても容易に離別し得るものとせざるべからず

【122】 759 大正八年控民八五三号 大正九、二、一六

本島の旧慣に於て夫か其妾を離別するは極めて容易にして殆んど何等の制限なきに反し妾より其夫に対しては絶対に離縁を請求する権利なしとなせとも此の如き慣習は妾の人格を無視し天賦の自由を束縛し公序良俗に反するを以て法としての効力なく従ふべからず

【123】 760 大正八年控民七五八号 大正九、五、二二

妾は所謂準妻副妻なれば先づ正妻ありしもの又はこれあるものにして始めて畜妾するを得と為す慣習存在す

【124】 760 大正七年控民一六六・一六八号 大正八、一一、二四

本島の慣習に於て妾か其子に対する関係は嫡妻の其所生の子に於けると異ること無く命令懲戒の権を有し又其子女の婚姻及養子縁組に関し同意権を有す

【125】 760 大正七年控民一六六・一六八号 大正八、一一、二四

妻は妾の子に対しては嫡母としての権利を有するを以て妾の権利は自ら制限せらるゝことを免れず

【126】 760 大正八年控民七二二号 大正九、五、一八

招夫婚姻の主婚人たるものは其尊属親たるを通例とす

【127】760 大正九年控民五〇四号 大正九、九、二四  
家女と招婿との間に出生したる子は先づ其の長男をして招家を継かしむる慣習存在せざることは顕著なる事実なり

【128】761 大正八年控民一三六・一三八号 大正九、一二、一三三  
招夫か其入戸せる家の財産に付何等の権利を獲得せざると同時に実家に於ける財産上の地位を伏ふものにあらず

【129】761 大正九年控民五七八号 大正九、一〇、一八  
本島の慣習によれば例令或者か他に過房するも其目的祭祀に在りて出嗣にあらざるときは所謂一子双祧にして本房遺産相続権を喪ふものにあらず

【130】761 大正九年控民五一〇号 大正九、一〇、二九  
本島に於ける養子縁組は其届出を要件とせざるか故に裁判上認められたる養子縁組成立の日に係争養子縁組が成立したりと謂ふべく当該裁判確定の日に養子縁組が成立するものにあらず

【131】761 大正九年控民五七号 大正九、三、二九  
養媳縁組は養子縁組と異り之に因りて養者と被養者間に親子に準ずべき血族関係を生ずることなく子の婦対夫の父に準ずべき姻族関係を生ずるものにして其目的は養媳と其夫と為るべき者との間の婚姻にあるか故に養媳と其夫と為るべき

者か婚姻を為したる場合には目的の完了に因りて縁組は当然解消す

## 第二卷

【1】30 大正十年上民第十六十七号業主権持分確認並無償贈与登記及分配金請求事件 大正十、二、一七  
一 子か父に先ち死亡せる場合には父、父死亡後は親族に於て死亡せる子のために過房子又は螟蛉子を為し之を相続せしむるは普通の例なりと雖も而も父又は親族に於て相続人を定むることなく終に絶房に帰せしむる場合なきに非ず  
一 夫の死後他に相続人なき場合に於ても寡婦は自ら相続せずして亡夫の過房子又は螟蛉子を追立し之を相続せしむるを得  
一 出房せる者か実戸の父祖の墓碑に其名を刻するには出嗣男某とするを普通の例とし単に嗣男とあるは出房に非ずして他より入戸せるものたるを示すものと解すへし

【2】62 大正十年上民第三八号共業確認並更正登記請求事件 大正十、五、一九  
一 招夫は婚姻に因り招家に入ると雖も招家の宗族たる身分を取得することなく招家の財産を相続すべき権利を有することなし招夫と息婦仔との間に生まれたる子亦然り  
一 招夫婚姻の際予め其出生男を招家の継嗣と為すべき旨の特約するか若くは出生後其子か招家の継嗣となりたる場合に於てのみ招家の財産を相続し得るのものとす

【3】138 大正十年上民第七七号離婚請求事件

大正十、十、二十

一 妾は本島旧慣の認むるところにして本島に於ては未た必ずしも善良の風俗に反する制度なりと云ふことを得ず

一 旧慣上既に妾なるものを認むる以上は妻は其意に反し妾と同居す可く場合亦之なきに非ず

一 妻の家出後夫か妾と同棲し居る事実あるとするも未だ以て妻は夫より重大なる侮辱を受けたりと論ずることを得ず

【4】240 大正一〇年控民一一三三号

大正一〇、三、一九

本島に於いて媳婦仔と其招夫との間に生れたる長男は当然其祖父の財産に付祖父の実子と同等の相續権を有すとの旧慣あることなし

【5】241 大正一〇年控民四一四号

大正一〇、七、一八

殖媒爛の如く終生人の自由を制限する身分関係を成立せしむる所為は公序良俗に反するか故に本人は相当自由ある場合に於ては何時にても其身分関係より脱退することを得べく戸主たるものに於て之を拒否し得ざるや言を待たず

【参】509 大正一一年控民八一六号

大正一一、一一、二〇

正妻あるに拘はらず其後他女と婚姻同居するか如きは正妻に対し重大なる侮辱を与へたるものと謂ふを得べく離婚の正当の事由と認む

【6】510 大正一一年控民三八七号

大正一一、六、二七

夫妻の関係は習慣法上認容せられたる身分関係なるを以て之を目して公の秩序善良の風俗に反するものと断ずるを得ず

【7】510 大正一一年控民七七四号

大正一一、一、一八?

旧慣上夫か妾を離別するには殆んど何等制限なきものなれば妾より夫に対し離別を請求する場合も亦条理上之と同等ならざるべからず

【8】510 大正一〇年控民九九六号

大正一一、三、一三

招婿たるものは招家の子に対しては母死亡後と雖も親権者と為る資格なきこと旧慣上明確なり

【9】510 大正一一年控民三一二号

大正一一、六、二八

旧慣に依れば息婦仔なるものは養者との間に彼の養子縁組に於けるか如き準血族関係を生ずるものに非らず

【10】512 大正一〇年控民七五六号

大正一一、三、一三

相續権ある者か他家の招婿となるも旧慣上其の相續権を喪失するものにあらず

【11】513 大正一〇年控民五八四号

大正一一、四、二八



本島の旧慣に於て夫死して実子又は家継子なきときは妻に夫の家産の承継を許すことあるも妻か当然承継人となるにあらずして妻か嫡守を能くすへき見込ある場合に親族協議の上過継子を選定する迄の間暫く之をして亡夫遺下の家産を承継せしむるに過ぎず

【12】 513 大正一一年控民一五六号 大正一一、八、一四

本島の旧慣にては男子の相續を主とし寡婦は女子ある場合と雖も親族協議の上螟蛉子として男子を養ひ又は招夫を迎へ其間に生れたる男子を亡夫の相續人として追立することを妨けず

### 第三卷

【1】 42 大正一一年上民一二二号聘金返還並損害賠償請求事件 大正一二、一、二五

一 養子縁組契約の名の下に婦女を賣断し聘金に名を藉りて其の身価金を授受するか如きは固より公の秩序善良の風俗に反す

【2】 297 大正一二年控民五六六号 大正一二、一〇、一五

夫か妾を迎ふことは本島の旧慣上認容せらるゝ處なるを以て迎妾の一事を捉へて妻に対する重大なる侮辱と謂ふを得ざるや言をい俟たず

【3】 322 大正一三年上民第一〇号 離戸請求事件 大正一三、一一、一一

台南地方に於ては先代の妾か他人と私通し懐妊分娩したるか如き不行跡ありたる場合は先代の長子又は本妻は離戸を求め得る旧慣ありて現時も行はれ居る慣習にして身分の上下を問はざるものとす

【4】 515 大正一三年控民二五六号 大正一三、六、二七

本島人間に於て婚姻又は妾契約を為すに付聘金を授受するは素より推奨すへき習慣には非すと雖慣習上婚姻又は妾契約成立の儀礼として為し来りたるものに係り之を人身売買の代金なりと為すは其の当を得たるものに非ず

【5】 515 大正一三年控民二五六号 大正一三、六、二七

聘金に関する契約は婚姻又は妾契約の成立を前提とし之に付随するものにして婚姻又は妾契約なるものは旧慣上定まれる式を挙ぐるに依り成立する所謂様式行為に属す

【9】 515 大正一三年控民二五六号 大正一三、六、二七

聘金を授受したる上挙式を為すことを約したる場合と雖特約を為さざる限り後日に至り挙式を為さざること確定したる時は聘金に関する契約は其の性質上効力を失ふものと謂はざるへからず

【7】 516 大正一三年控民三〇〇号 大正一三、八、一三

夫妻関係の如きは擅に一夫一婦の淳風に反するのみならず妾に採りては自己人格の毀損なるか故に妾に於て之か解消を要求する以上子女の強要其他の事由に依り特に之を存続せしむべき必要なき限り夫に於ても之を拒むことを得ざるものとす

#### 第四卷

【1】93 大正一四年上民一二五号 業主権移転登記手続及損害賠償請求事件 大正一四、一〇、一六

一、本島の旧慣に依れば独子双祧兼承の制度は招夫婚姻の場合に於て其の夫婦間に挙げたる子一人に止まるとき若くは同宗親族の両家の中一家には子一人あり他の一家に子なきとき家の断絶を慮れい特に其一子をして両家を兼承せしむ場合に行はれ来りたるものにして其の兼承者後日二子以上を挙げたるときは其の中一人をして一家を承継せしめて爰に兼承を止め一宗一嗣の本則に復すべきものとす

二、他家の養子となりたる者は慣習上其の実家の財産に付相続権を有せず只実家に於て財産鬪分を為すに外ならされは他家の養子となりたる者之を受託したる場合には其の契約に基き履行の請求を為すことを得べきも自己に依然相続権ありとし之に基き其の分與を請求し得べき筋合のものに非ず

【2】235 大正一五年上民一〇八号入籍手続請求事件 大正一五、九、一七

本島に於ける慣習上息婦仔縁組に付必ずしも一定の儀式の挙行を成立要件と為すものに非ず

#### 第五卷

【1】145 昭和五年上民第二二号不当利得返還請求事件 昭和五、四、一一

家族ある招婿の直系卑属にして同一戸内に在る男子は招家を家繼したると雖招婿死亡し他に之を承継すべき直系卑属なきときは姓の異同に拘らず其の私産たる遺産を相続し得べきことは本島の慣習とする所なり

【2】213 昭和五年上民第一一二号契約無効確認請求事件 昭和五、七、三〇

一 未成年の子に対する親権は其の家に在る父又は母之を行使すべきものなるを以て子か他家に過房したるときは其の過房か相続人なくして死亡したる者の後嗣を追立する目的に出でたる場合と雖其の子は当然被相続人たる死者の家に入るべく其の子か事実上実家に止まりたるの故を以て之に対し実家の父母か親権を行使すべきに非ず

一 其の死者の家に親権を行使すべき母なきときは其の子は後見に附せられるべく而して其の家の親族の協議を以て実家の父母を其の子の後見人とするを妨げず

【3】293 昭和五年再控民第四号土地所有権相続登記申請却下決定広告事件 昭和五、一一、一三三

一 本島人の財産相続に付ては家産相続と私産相続の両種ありて家産とは家と不可離の關係に在る財産を謂ひ戸主の有せし財産は特別の事情存せざる限り此の種の財産に属す私産には家族の特有財産にして家と全く分離せるものを謂ふ随て家産相続は戸主の死亡に因りて開始し私産相続は家族の死亡に因りて開始す

一 戸主死亡し其の相続人なかりし場合に於て親族協議の上他家在る者をして亡戸主の有せし家産を相続せしめんとせ

は同時に戸主を相続せしめざるべからず

【4】388 昭和五年上民第二五四号養子離縁請求事件 昭和六、三、一一

一 媳婦仔とは縁組契約により招来養親の特定せる男子又は不特定の男子と婚姻する目的の下に養家に入り養育せらるる女子を謂ふものとす

一 其の男子か右の婚姻を欲せざるときは之を拒否し他の女子と婚姻することを得へし然れども之か爲に媳婦仔縁組の主たる目的を喪失するを以て該婚姻は媳婦仔離縁の一原因となること本島の慣習とする所なり

#### 第七卷

【1】39 昭和一〇年上民一九九号相続人確定請求事件 昭和一〇、九、二八

本島の旧慣に依れば戸主死亡し之を相続すべき男子たる直系卑属なき場合に於て親族協議の上相続人を選定追立し得べく其の選定追立は被相続人の家か相続未定の儘絶家せざる限は何時にても之を為し得べきものにして期間の制限あるものに非ず

本島の旧慣に依り選定追立せらるる相続人は被相続人の有せし一切の権利義務を包括的に承継取得するに止まり被相続人及其の遺妻との間に選定追立行為の結果当然養親子關係を生ずるものに非ず

【2】131 昭和一一年上民第一三三号養子（過房子）確認請求事件 昭和一一、五、二一

本島人間の養子縁組は養父母と養子との間若し養父母の一方在らざるときは其の生存する一方と養子との間の契約に因り又養子の年齢十五歳未満なるときは其の実父母若し実父母の一方在らざるときは其の生存する一方か養子に代りて縁組の承諾を為すのみに因り成立するものとして養子縁組に随伴して行はるることある儀式披露等は養子縁組の成立要件にあらず

#### 第八卷

【1】26 一一、明治三九年民第六一二号査媒嫗承認及同居請求事件 台南地方法院 明治四〇、二、六判決

一 本<sup>(タビ)</sup>の慣習に於て査媒嫗なるものは一種の家族的分限を取得するの行為にして善良の風俗として認め来れり

一 査媒嫗は契約に因て成立する一の身分關係なるを以て一方の意思表示のみにて之を取消すことを得ず

【2】188 一三三、明治四一年控民第二九三号招夫離別請求事件 明治四一、六、二三

単に一家の和合を欠くの一事は離婚の原因と為すを得ず

【3】263 一八二、明治四一年控民第六五四号離婚並聘金物品代金取戻請求事件 明治四二、三、一

婚姻を確保する為め旧慣上典礼として授与したる物品にして現在するもの並に聘金を離婚の場合に於て特に協定せざる限りは之を返還すべきものとす

【4】377 一八一、大正六年控民第六四四・六四六号過房子離縁、身価金返還請求事件 大正七、二、一四  
養子縁組に際し礼物として授与せられたる聘金は後日離縁の事情生ずるも其の返還を請求するを得ず

第九卷（覆審・高等法院判例集成 台法月報 自第七卷 至第十五卷）

【1】1 一、大正元年控民第一九三号業主権保存及移転登記抹消並土地引渡請求事件 大正元、一二、一八

招夫婚姻は継嗣或は家人の扶養慰藉其他諸種の目的の為に之を為すものにして出生の所屬は招婚字に於て特約するを普通とすれども継嗣を得んことを目的とせざるものにして且つ特に協定なき場合には其子は招夫に屬すべきものとなすを  
通例とす

【2】23 一三、大正元年控民第二八二号離婚手續請求事件 大正二、四、一

招夫か其契約期限内招家を出て故なく実家に帰りたる場合に妻か離婚を求むるは相当なり

【3】65 三二、大正元年控民第二七三号業主権保存登記無効確認及其抹消登記手續共業權持分保存登記及移転登記無効確認及其抹消登記請求事件 大正二、八、二七

親女ある場合に房の承継者として過房子を迎へたるときは該女子の過房子とせずして直に死者の直接相続人となるべきことは旧慣上認むる所なり

【4】85 四二、大正二年控民第七六五号離戸手續請求事件 大正二、一二、二四

媳婦仔として他家に入戸したる以上は将来夫たるべき者の死亡を理由として離戸を請求するを得ず

【5】185 九二、大正四年控民第三五四号媳婦子確認養子縁組無効承認及離縁手續請求事件

大正四、七、八

旧慣上賣断に非ざる媳婦仔の夫たるべき者死亡せる場合に於て夫家は実家父母の承諾あるときは媳婦仔をして他家に縁組により入戸せしむことを得

【9】213 一〇六、大正四年控民第五二三号 媳婦仔引渡請求事件 大正四、一一、一

(一) 媳婦仔にして実方に帰り居所を變ずることを肯せざる時満一五歳以上の者なるときは其親權者若くは戸主と雖も之を強制することを得ざるものなれば其親は宜しく本人に対し自宅に同居すべき請求を為すべきものにして其引渡を  
実方の戸主に請求すべきものにあらず

(二) 戸主か幼年者に対し居所を選定して之を移すことあるは其幼年者が独立の生計を立つること能はざるか故にして  
監護養育の範囲内に於て之を為すものとす

【7】257 一一八、大正四年控民第七〇六号 離婚請求事件 大正五、七、一

法律上妾なる身分關係を認むるには旧慣に従ひ其身分關係を生ずるに必要な実質を備ふるものみに存し所謂外妾な

るものは法律上之を妾と認むべきものにあらす

【8】287 一四二、大正五年抗告第七号 登記申請却下決定に対する抗告事件

大正五、一一、四

亡業主の養女か招婿婚姻したる後夫と共に養家と分離して一家を立てし以上は法律上当然亡業主の相続人となり得べきものにあらす

【9】288 一四三、大正六年控民第二号 養子離縁請求事件 大正六、二、十

媳婦仔か其の夫となるものと婚姻後離婚したる以上は離婚を原因として媳婦仔縁組の解消を請求し得べきものと認むるを穩当とす

【10】297 一四八、大正六年控民第六八号 離縁請求控訴事件 大正六、三、十

養母か螟蛉子の離縁訴求を為し其口頭弁論に於て螟蛉子か自己の権利を防禦する必要上養母の名誉に関する事実を主張するも直に以て重大なる侮辱として離縁の原因とするを得ず

【11】307 一五三、大正六年控民第一六号共業持分移転登記請求事件 大正六、三、十

本島の旧慣上長子は自房を去り他房のみを継承せすとは絶対的のものに非ずして他に承継すべき男子ある場合長子をし

て他に過房せしめ得べきものと解するを相当とす

【12】326 一六一、大正六年民第三二七号 親権喪失宣告宣告請求事件（台南地方法院） 大正六、五、二五

親権を行ふ母か素行脩まらず幼者の財産を浪費蕩尽するの行為あるときは親権を喪失せしむることを得

【13】327 一六一、大正六年民第六八〇号離戸請求事件（台南地方法院）

妾か夫より離戸するは任意なるも妾より夫に対し重大の事情なき限りは離婚を強要するを得ざるものとす

【14】333 一六五、大正六年民第四五二号離戸手續請求事件（台中地方法院） 大正七、六、二五

一、妾は夫門に入り夫家の家族関係を形成したることを要す

一、前戸主か為したる虚偽の届出に基き戸口簿に記載せられたる入戸は現戸主より当該官吏に対し抹消申請の手續を為すべきものとす

一、妾関係は夫の死亡に因り解消するも妾は亡夫家の家族たつ関係は持続すべきものにして当然亡夫家を去るべきものに非らず

一、夫の死亡に因り妾関係か解消したる以後妾か亡夫家の家族たることを欲せざることは亡夫家の戸主の同意を得て亡夫家を去り実家に復戸することを得

此場合に於て戸主は家政若くは亡夫の卑族扶育等の為め其他妾の在留を必要とする正当の事由あるに非らされは同意

を拒むことを得ざるものとす

【15】 361 一七二、大正六年控民一九七号離婚請求事件 大正六、七、七

招夫が謂れなく家出して其妻を遺棄して招家を顧みざる行為あるに於ては裁判上離婚請求の理由と為すに足る

【16】 377 一八一、大正六年控民第六四四・六四六号過房子離縁、身価金返還請求事件 大正七、二、一四

養子縁組に際し禮物として授受せられたる聘金は後日離縁の事情生ずるも其返還を請求するを得ず

【17】 403 一九二、大正七年控民第二五三号聘金返還請求控訴事件 大正七、六、一四

一、養子縁組の無効に帰したる以上は当事者間相互に於て相手方を現状に回復すべき権利義務を生ずること論を俟たざる所なるを以て授受したる聘金は之を交付者に返金すべき義務あるものとす

【18】 517 一三九、大正九年控民第五七号離婚及養子離縁請求事件 大正九、三、二九

一、養媳縁組は養子縁組と異り之に因りて養者と被養者間に親子に準ずべき血族関係を生ずることなく子の婦対夫の父に準ずべき姻族関係を生ずるものにして其目的は養媳と其夫と為るべき者との間の婚姻あるか故に養媳と其夫と為るべき者か婚姻をしたる場合には目的の完了に因りて縁組は当然解消す

第十卷（高等法院判例集成 台法月報 自第十六卷 至第二五卷）

【1】 599 一九〇、昭和五年上民第一一二号契約無効確認請求事件 昭和五、七、三〇

一、未成年者の子に対する親権は其の家にある父又は母之を行使すべきものなるを以て子か他家に過房したるときは其の過房か相続人なくして死亡したる者の後嗣を迫立する目的に出でたる場合と雖其の子は当然被相続人たる死者の家に入るべく其の子か事実上実家に止まりたるの故を以て之に對し実家の父母か親権を行使すべきに非ず

二、其の死者の家に親権を行使すべき母なきときは其の子は後見に附せらるべく而して其の家の親族の教養を以て実家の父母を其の子の後見人とするを妨げず

【2】 682 一〇九、昭和五年上民第二五四号養子離縁請求事件 昭和六、三、一一

一、媳婦仔とは縁組み契約により将来養親の特定せる男子又は不特定の男子と婚姻を為す目的の下に養家に入り養育せらるる女子を謂ふものとす

一、其の男子か右の婚姻を欲せざるときは之を拒否し他の女子と婚姻することを得へし然れとも之か為に媳婦仔縁組の主たる目的を喪失するを以て該婚姻は媳婦仔離縁の一原因となること本島の慣習とする所なり

## 第一卷

【1】 792 一六〇、昭和二年上民第五五号損害賠償請求事件 昭和二、五、二二

本島に於て家産の鬮分に際し家産より抽出する所謂長孫額は被承継人の意思又は承継人間の協議に因り一に長孫を優遇

するの主旨の下に被承継人の嫡長孫に給付する一の贈与財産にして長孫の私産に帰すべきものとす

## 第二卷

【1】 50 九、昭和一二年上民第一六五号後見人就職無効確認請求事件 昭和一二、一〇、九

本島の古き慣習上存したる実家に於ける従前の親族関係を継続したる過房子縁組及実家に於ける従前の親族関係を断絶する螟蛉子縁組なるものは男子の縁組に付使用せられ居りたる縁組上の名称にして女子の縁組は其の実家に於ける従前の親族関係を継続すると將た又断絶するとを問はず總て養女縁組と称したるものとす

【2】 194 一五、昭和一三年上民第二七号螟蛉子離縁請求事件 昭和一三、四、三〇

養子の養父に対する悪意の遺棄とは單純なる扶養義務の不履行を意味するものには非ずして相互の身分地位其他各般の情況より觀察し養子として養親に対し社会上相当なりとせらるる程度の孝養を尽すの意思なしと認めらるる場合を指稱する趣旨なりと解するを相当とす

【3】 279 四二、昭和一三年控民第一二八号息婦仔離縁請求事件 昭和一四、二、四

本島人と中華民国人との縁組に関する本島人の準拠法は民法なりとす

本島人と中華民国人との間に於ては養息縁組を為すことを得ず

【4】 299 四八、昭和一四年上民第五〇号建物所有権確認同保存登記抹消請求事件 昭和一四、四、八

本島の慣習上認めらるる妾は正妻に準すべきものなるを以て正妻と同居する場合は格別単に夫妻のみ同棲居住し正妻は他に別居せる場合に於ては日常の家事に付き妾を夫の代理人と看做すを以て条理上相当なりとす

【5】 398 六四、昭和一四年上民第一八九号賃借権抹消登記手續請求事件 昭和一四、一一、一八

招婿は実家を去り招家に入るものなるを以て実家に復籍するに非されは実家の戸主死亡するも亡戸主の有したる祭祀公業の派下権を承継せず